

**日本国経済産業省とロシア連邦エネルギー省の  
持続可能なエネルギー分野における協力に関する共同声明  
(仮訳)**

日本国経済産業省とロシア連邦エネルギー省（以下、各々「当事者」とし、併せて「両当事者」とする）は、平等及び相互利益の原則に基づき、日本とロシア連邦の友好関係を強化し、二国間の貿易、経済、エネルギー、投資並びに科学技術協力をさらに促進することを目的として、以下を決定した。

1. 本共同声明の目的は、持続可能なエネルギー分野において両当事者間の互恵的な協力の発展を促進することである。
  
2. 本共同声明の下での協力は以下の分野を含む：
  - 持続可能なエネルギー分野の協力のための課題と機会を特定すること。
  - 持続可能なエネルギー、その中でも特に、再生可能エネルギー、水素、燃料としてのアンモニア（以下、「燃料アンモニア」とする）、二酸化炭素回収・貯留、二酸化炭素回収・利用/カーボンリサイクル（以下、「CCS/CCU/カーボンリサイクル」とする）の分野における共同研究、共同プロジェクト、合弁企業の創設を含む将来の幅広い活動の可能性を探ること。
  - 将来の水素と燃料アンモニアの導入と拡大促進に向けて、ブルー、グリーン及びその他種類の水素と燃料アンモニアの重要性に対する認識を高めるため、多国間フォーラムでの協力を醸成すること。
  - 液化天然ガス（LNG）プロジェクト遂行の範囲内で、LNGの生産、輸送、販売における協力を醸成すること。
  - ポリマー（ポリオレフィン）生産工場の建設及び運営のためのプロジェクトの実施におけるエネルギー及び産業分野での協力を発展させること。
  - 日本とロシア連邦における法規範的な規制や持続可能なエネルギーの開発を管理する経験を交換すること、並びに革新的技術と科学的研究の開発を促進すること、
  - 火力発電からの廃棄物の利用を含む、環境に不利な影響を低減するための利用可能な最善の技術と手法を開発及び実施すること。
  - エネルギー効率と省エネルギーを向上すること
  - 環境問題を解決し、気候変動の原因を排除及び影響を緩和するために、利用可能な最善の技術と手法を適用することで、新しいエネルギー源の利用を支援すること

- 国家的な持続可能なエネルギー開発戦略の策定及び実施における経験を交換すること。
- 資源基盤、再生可能エネルギー源の国内および国際市場のポテンシャル、及び持続可能なエネルギーに対する需要及び将来のサプライチェーンや経済効率性を分析すること。
- 液化水素とメチルシクロヘキサンを含む水素や燃料アンモニアの製造、貯蔵、使用、及び輸送の技術を研究すること
- 日本とロシア連邦における水素、燃料アンモニア、CCS、CCU/カーボンリサイクルプロジェクトの開発に向けた協力を加速すること。
- メタンと水素の混合物、水素、及び燃料アンモニアを使用することの可能性と展望を分析すること。
- 工業生産プロセスにおける水素と燃料アンモニアを使用することの可能性と展望を分析すること。
- 水素及び燃料アンモニアのエネルギー分野におけるプロジェクトファイナンスと投資誘致の可能性の分析をすること。
- 共同プロジェクトの実施のため、日本とロシア連邦の関心を有する組織で技術協力を促進すること。
- エネルギーシステムの信頼性と安全性の分野における技術を交換すること及び
- 両当事者によって決定される、その他の相互に関心を有する分野

3. この共同声明に基づく協力は以下の形式で実施される：

- 二国間協議の実施。
- 世界のエネルギー市場開発の現状と予測に関する情報を交換すること。
- 国際的なフォーラム、セミナー、会議、展示会、協議、訓練コースを開催すること。
- 専門人材育成や研究開発の実施を推進すること。
- 日本とロシアの関連企業間でビジネスマッチングイベントを開催すること
- 覚書及び政府間協定に関する協議を開催すること、及び
- 両当事者により決定された、その他の協力形態

4. この共同声明の下での協力の実施に関する提案を調整及び発展させるため、両当事者は日露エネルギー・イニシアティブ協議会を日露エネルギー・パートナーシップ協議会(以下、EPC とする)に改称することを決定した。EPC には日本とロシア連邦の関心を有する組織及び機関の代表者が参加する。

原子力エネルギー分野の協力に関する作業部会、省エネルギー・新エネルギー分野の協力に関する作業部会、炭化水素分野の協力に関する作業部会は EPC の枠組みの中で活動を継続する。

両当事者は、EPC の枠組みの中に、水素、燃料アンモニア、CCS/CCU/カーボンリサイクルの分野の協力に関する作業部会を創設することを決定した。本作業部会のフォーカルポイントとして指定された各担当者は、日本の経済産業省石油・天然ガス課及びロシア連邦エネルギー省ロシアエネルギー機関により定める。

両当事者の同意により、EPC の枠組みの中で他の分野の作業部会を創設することができる。

EPC 及び関連作業部会の会議は対面で開催されるほか、電話会議又はビデオ会議形式で開催することができる。

EPC 及び関連作業部会の会議の日時、場所、議題、形式は、事前に両当事者が決定する

EPC や関連作業部会の各会議の成果に基づき、必要に応じて、両当事者は法的拘束力のない議事録に署名する。

5. 両当事者により別途決定されない限り、共同声明の下での協力の実施に関連する費用は各々が負担する。
6. この共同声明は、両当事者の書面による同意により修正することができる。
7. この共同声明は国際条約ではなく、国際法に準拠する両当事者の権利や義務を創設するものではない。

8. この共同声明の解釈またはこの共同声明の下での協力の実施に起因する両当事者間のあらゆる紛争または相違は、協議及び交渉によって解決される。
9. この共同声明の下での協力はその署名日に開始し、いずれかの当事者がその実施を中止する意思を3ヶ月前にもう一方の当事者に書面で通知しない限り、継続される。

この共同声明が廃止となる場合、両当事者により別途決定されない限り、その事項は、この共同声明の枠組みの中で既に開始されたプロジェクト及び活動にその完了まで適用される。

本共同声明は、2021年9月2日に東京とウラジオストクにて、英語で2通の写しに署名された。

日本国経済産業省

ロシア連邦エネルギー省